

法人役員 の 2級組合員 の 皆様へ

令和4年8月1日から

2級組合員(法人役員)の加入区分が変わります。

「規約施行規則の一部を改正する規則」が令和4年8月1日から施行されます。この改正では、組合員の加入区分を明記した規定を設けるとともに、法人役員 の 2級組合員 の 加入区分を見直しています。

規則改正のポイント

① 組合員の加入区分の明文化

- ・組合員の加入区分を明記した規定を設置します。

② 法人役員 の 2級組合員 は、 厚生年金保険の加入が指標に

- ・法人役員 の 2級組合員 としての加入については、厚生年金保険の加入を指標とします。
- ・厚生年金保険に加入していない方で、同一世帯に組合員がいる場合、その「家族」として建築国保に加入することができます。
- ・厚生年金保険に加入していない方で、同一世帯に組合員がいる場合でも、今までどおり「組合員」として建築国保に加入し続けることができます。

法人役員 の 2級組合員

令和4年7月31日まで

法人の代表者以外の役員
(報酬の有無を問わない)



令和4年8月1日から

法人の代表者以外の役員
(厚生年金保険に加入していない場合は任意)

※厚生年金保険に加入していない方で、同一世帯に組合員がいない場合は、2級組合員のまま加入し続けることとなります。



よくある質問(Q&A)

Q1 2級組合員以外の加入区分に変更はありませんか？

A1 変更はありません。2級組合員についても、一人親方の加入区分に関しては変更ありません。

Q2 厚生年金保険非該当の法人役員の2級組合員ですが、同一世帯に組合員がいない場合、加入区分に変更はありますか？

A2 変更はありません。2級組合員のまま、継続加入することになります。

Q3 厚生年金保険非該当の法人役員の2級組合員ですが、同一世帯に組合員がいる場合、手続き等がなくても、令和4年8月1日からその家族として加入することになるのでしょうか？

A3 家族として加入するためには届け出が必要です。2級組合員のまま、継続加入することも可能です。

Q4 70歳以上の法人役員の2級組合員ですが、報酬があっても、同一世帯に組合員がいる場合、その家族として加入できますか？

A4 家族として加入できます。70歳以上は原則厚生年金保険の適用がないことを考慮し、70歳以上の法人役員に関しても報酬の有無を問いません。

Q5 70歳以上の法人従業員の3級組合員ですが、同一世帯に組合員がいる場合、その家族として加入できますか？

A5 家族として加入できません。法人・個人を問わず3級組合員に関しては、所得基準や同一世帯組合員の有無、家族従業員の扱い等を論点として、理事会で継続審議することになっています。